

平成30年第2回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成30年6月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年6月13日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
企画担当部長	貞永治夫
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
総務部次長	堀野辰夫

民生部次長	時光良弘
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	林武史
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	佛圓至裕
子育て・健康推進課長	立花太郎
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福島春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西村隆雄
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分した熊野町民会館空調改修工事請負契約の変更の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 4 議案第 35号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第 36号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の報告及び承認について

- 日程第 6 議案第 37号 熊野町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 38号 熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 39号 熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 40号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 41号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 42号 筆の里工房空調改修工事請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 43号 熊野第一小学校東校舎（特別教室棟）大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 13 議案第 44号 熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事（第2期）請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 45号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
（神鳥裕久）
- 日程第 15 議案第 46号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
（櫻河内章悟）
- 日程第 16 議案第 47号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
（上馬場達実）
- 日程第 17 議案第 48号 平成30年度熊野町一般会計補正予算（第1号）について

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

議長（山吹） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（山吹） これより日程第 1、報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

3 月定例会において、平成 29 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）で議決をいただいた繰越明許費につきましては、合計 3 億 5,043 万 6,000 円の予算を平成 30 年度に繰り越しました。繰り越し事業の内容でございますが、履行期間延長等に伴い繰り越して事業を実施する町道藪太中央線改良事業、老朽化した熊野第一小学校東校舎大規模改造工事を実施する小学校大規模改造事業及び、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事（第 1 期）を実施する中学校大規模改造事業に要する経費でございます。

なお、小学校大規模改造事業及び中学校大規模改造事業につきましては、国の平成 29 年度補正予算により措置された交付金等を財源として実施するものでございます。

明細は、別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告をさせていただきます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第 2、報告第 2 号、専決処分した熊野町民会館空調改修工事請負契約の変更の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 2 号、専決処分した熊野町民会館空調改修工事請負契約の変更の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

平成 29 年 6 月定例会において御承認いただきました熊野町民会館空調改修工事の請負契約につきまして、高圧気中開閉器及びデマンド管理装置を設置したため、町長の専決処分事項の指定についての第 4 号の規定により、工事請負金額の変更契約を専決処分

したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

片川議員。

~~~~~

6番（片川） この詳細についてお伺いしたいと思っております。議運での説明を受けたときに、開閉器という説明がございました。それで、デマンド管理装置というものはどれぐらいのものかわかりませんが、どうも金額的に適してないような気がするんですね。無駄なことをしとられるとは思いませんが、詳細を説明をお伺いしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 工事の内容でございますけれども、気中開閉器、これは今町民会館が受電しておりますところの電柱、構内柱についておるものでございますけれども、その交換。それから、そこから今度キュービクルまでのケーブルでございますね。これの交換を行っております。どうもこの交換というのが、どうもケーブルのほうも絶縁抵抗がちょっと悪かったようでございますので、気中開閉器とあわせて今回交換を行いました。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~

6番（片川） わかりました。ケーブルという話がこの間出てこなかったんで、余りにも単価がひどいんかろうと思っておりました。開閉器自体の単価というものは知れたものですから、主任技術者が何人役かかったのかな、なんでこういう数字になるかなという思いで聞かせていただきました。

それと、もう一つ、詳細を今伺って、ああなるほどなというところなんですけど、引き込み柱ですね、引き込み柱は町のもんですよね。それから電気室まで。これ委託契約をすりゃ、中国電力と委託契約をしたら管理してくれますよ。ちょっと調べていただい

て、そんな高い金額じゃなかったと思うんです。電気室までは中電が管理してくれますんで、委託をされたらどうかな。はっきりとした数字は私はつかんでおりませんが、どうも安価に聞いております。その辺を町として調べていただいて、余り大きな数字が無駄にならないように検討していただきたいなと思います。

終わります。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） 今、中身でケーブルのところの絶縁テープが不良というように聞こえたんですが、そこらあたりのことをちょっともう少し詳細というか、内容を教えてもらいたい。それから、そこらあたりのことで金額が大体どれぐらいになるのか。よろしくお願ひします。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 絶縁抵抗の不良ということでございますけども、これは電気の主任技術者というのが町民会館は必要でございます。町に今その主任技術者というのがおりませんので、業者のほうに委託をして点検をしていただいております。

その中で、町民会館内の電気の漏電をしておるか、してないかとかというようなことを調べておりますけども、今の絶縁抵抗というのは、やっぱりその中でどうも漏電をしておる可能性もないことはないというような調査結果でございます。それにあわせて、当然ケーブルが例えばネズミがかじったとかというようなことで漏電をする可能性もありますので、それはちょっとはっきりどの部分というのはわかりませんので、今回、あわせてケーブルも交換いたしました。

金額的には、大体110万円ぐらいはかかっていると思います、ケーブルも。失礼しました。60万円ぐらいです、失礼しました。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

議長（山吹） これより日程第 3、報告第 3 号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

町長（三村） 報告第 3 号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成 30 年 3 月 25 日の午後 11 時半ごろ、普通乗用車が町道熊野北農道を東北方面へ走行中、アスファルト舗装の陥没部分を通過した際、その陥没部分がタイヤに損害を負わせたものでございます。この事故により、修理に要した費用 9,833 円について、損害賠償額として示談が成立したことから、町長の専決処分事項の指定について第 2 号の規定により専決処分したものでございます。

ここに報告申し上げます。

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

議長（山吹） これより日程第 4、議案第 35 号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例案の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第 35 号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成 30 年 4 月 1 日施行の地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、地方税法等の改正に伴い引用条項等が変更となるため、所要の規定整備、条項ずれや字句の修正などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。これより議案第35号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第5、議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更など所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 須賀税務課長。

~~~~~

税務課長（須賀） 議案第36号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、平成30年4月1日施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の条例改正が必要なため、専決処分で行ったものでございます。

お手元の資料23ページ、資料2をごらんください。

まず、1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し、低所得者に係る保険税軽減の拡充及び特例対象被保険者等に係る申告時の提出書類の省略でございます。

2の改正内容、(1)第2条、課税額、課税限度額の引き上げでございますが、国民健康保険税は、基礎課税、いわゆる医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ、所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。今回の改正は、その医療保険分の上限額の改正であり、医療保険分が、現行の54万円から58万円に引き上げられるもので、国民健康保険税全体の最高額が、現行の89万円から93万円になるものでございます。

次に、(2)第23条、国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて資格者1人ごとに課する均等割と、世帯ごとに課する平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置を行っております。その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象の範囲を拡大するものでございまして、5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明しますと、従来と比較して、5割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に5,000円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の人数に1万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなりまして、結果、軽減を受けられる対象範囲が拡大するものでございます。

なお、特定同一世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国保加入者が1人だけとなる世帯をいい、医療分と支援金分の平等

割額が5年間2分の1減額され、その後3年間は特定継続世帯として、医療分と支援金分の平等割額が4分の1減額されるものでございます。

最後に、(3)第24条の2、特例対象保険者等に係る申告時の提出書類の省略でございますが、マイナンバー制度における情報連携の本格運用の開始に伴い、特例対象被保険者等(倒産・解雇・雇いどめなどの理由で離職された非自発的失業者の軽減)、これらに係る申告時の提出書類を原則として省略するものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第6、議案第37号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第37号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例等の一部を改正する条例につきましては、平成30年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布、翌日4月1日に施行されたことに伴う税条例の改正でございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資における支援、町たばこ税の見直し等について規定するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 須賀税務課長。

~~~~~

税務課長（須賀） 議案第37号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

平成30年度の地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、熊野町税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料27ページ、資料3をごらんください。

まず、1の主な改正内容、（1）の個人住民税の見直しでございます。働き方の多様化を踏まえて、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応が行われるものでございます。

の給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえにつきましては、図をごらんください。給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げるものでございまして、現在の個人住民税の基礎控除額33万円から43万円に引き上げるものでございます。

の給与所得控除の見直しにつきましては、勤務関連経費や諸外国の水準と比べ過大となっているとの指摘を踏まえ、控除額を主要国並みに漸次適正化するとの方針により、段階的に見直しを行い、今回、給与所得控除額の上限が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引き下げ、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げられ、子育てや介護を行っている者には負担増が生じないように措置が講じられているものでございます。

の公的年金等控除の見直しにつきましては、給与所得控除とは異なり、控除額に上限がなく、年金以外の所得が幾ら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとっては手厚い仕組みになっているとの指摘を踏まえ、

公的年金等収入が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額に上限額195万5,000円を設け、また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円、公的年金等控除額が引き下げられるものでございます。

の基礎控除の見直しにつきましては、所得の多寡にかかわらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されてきましたが、合計所得金額2,400万円を超えると基礎控除額が43万円から29万円に遡減、2,450万円を超えると15万円、2,500万円を超えると消失するという仕組みを設けたものでございます。

次の(2)生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援につきましては、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロ以上2分の1以下とすることを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設され、地域決定型地方税制特例、いわゆるわがまち特例により条例で定める割合をゼロとするものでございます。

最後の(3)たばこ税の見直しの たばこ税率の引き上げでございますが、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、たばこ税率が3段階で引き上げられるものでございます。具体的に、国と地方あわせて1本当たり1円ずつ、計3円、1箱当たり60円引き上げられるものでございます。

表をごらんください。現行の町たばこ税の税率につきましては、1,000本当たり5,262円となっておりますが、平成30年10月1日に5,692円、平成32年10月1日に6,122円、平成33年10月1日に6,552円に引き上げられるものでございます。現行との比較では、県は70円ずつ、町は430円ずつ上がるものでございます。

加熱式たばこの課税方式の見直しにつきましては、近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その特性を踏まえた課税方式に見直しするものでございます。現行の加熱式たばこは、パイプたばこの課税区分に分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し、紙巻きたばこの税率が適用されておりますが、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行されるものでございます。

これによりまして、現在の加熱式たばこの税額は、紙巻きたばこの14%から78%

の割合となっておりますが、5年後には、紙巻きたばこの70%から90%の割合に引き上げられるものでございます。

施行期日につきましては、(1)につきましては平成33年1月1日、(2)は生産性向上特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日、(3)は平成30年10月1日となっております。

以上でございます。

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

5番(沖田) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援なんですけれども、これは設備の老朽化で労働生産性が伸び悩む中小企業の設備投資を後押しするために設けられた減免措置なんですけれども、町内の対象企業がどのくらいあるのか。また、具体的にどういった中小企業が対象になるのか、お伺いいたします。

議長(山吹) 西岡地域振興課長。

地域振興課長(西岡) 今回の設備投資に係る新たな固定資産税特例についてでございます。今回の対象者、中小企業者等、資本金額1億円以下の法人、または従業員者数1,000人以下の個人事業主となっております。町内の製造業を含めまして、ほぼ全ての企業が該当するというものとなっております。

以上でございます。

議長(山吹) 沖田議員。

5番(沖田) ここにあります一定の設備投資なんですけれども、具体的にどのくらいの設備投資をすれば受けられるのかをお伺いします。

議長(山吹) 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） まず、機械装置でございますが、160万円以上の設備で、販売開始から10年以内のものを購入された場合。あと測定工具及び検査工具でございますが、30万円以上でございますして、商品が販売されて5年以内のもの。器具備品等は30万円以上、6年以内のものというふうに定められております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） これについては、年率3%以上の生産性向上につながると自治体が認定すれば税が減免されるとありますが、それはどのようにして調査されるのでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西岡） この制度を活用するためには、まず企業者側のほうで先端設備等導入計画を作成していただく必要がございます。その計画において、労働生産性の年平均3%以上というものを定められて、それを熊野町でいいますと商工会さんのほうで認めていただく必要がございます。それを添付されて町のほうに申請されるということになっております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） これについて、町内の中小企業にどのように周知をしていかれるのか、お伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西岡） 商工会を初め、ホームページ等で周知をするというふうにしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） この減免による税の減収分に関しては、どのぐらいの補填があるのですか。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 固定資産税の減収補填につきましては、普通交付税によりまして最大75%補填されるということになっております。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第7、議案第38号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第38号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う条例の一部改正でございます。

改正内容の詳細につきましては、子育て・健康推進課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

~~~~~

子育て・健康推進課長（立花） 議案第38号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料47ページ、資料4をごらんください。

まず、2改正内容、代替保育でございます。現在、本町におきましては事業展開している事業所はございませんが、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で少数保育を行う家庭的保育事業、いわゆる保育ママと呼ばれておるものでございますけれども、保育者が病気などやむを得ない理由により保育することができない場合に、認可保育所などの連携施設において代替保育をすることとなっております。しかし、その連携施設の確保が著しく困難である場合は、その役割分担や責任所在の明確化、業務に支障が生じないような措置を講じられている場合においては、6人以上19人以下の施設である小規模保育事業所などに通えることができるようになったものでございます。

次に、食事の提供と調理設備でございます。食事の提供及び食事の外部搬入については、居宅等で保育が行われる家庭的保育事業では、多くの場合、調理設備の確保が困難などの理由で、自園調理で行われておらず、同一または関連する法人から食事を外部搬入することとなっておりますが、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園や保育所等へ搬入を実施している園児の食の安全性等が担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにしたものでございます。また、自園調理設備を確保できない場合には、設置を猶予する期間を5年から10年に拡大したものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。立花議員。

3番（立花） 今、対象は熊野町にはないということをお聞きしたんですけども、熊野町の施設はかなり整っているということはきのうも聞かせていただきましたが、これからは起こりそうなのか、そういう気配もないということによろしいでしょうか。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 議員御指摘のとおり、町内ではこの事業所は、現在のところ事業を開始しているところはありません。また、開始する動きも今のところはないようでございます。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第8、議案第39号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第39号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

す。

熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う条例の一部改正でございます。

改正内容の詳細につきましては、子育て・健康推進課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 議案第39号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料55ページ、資料5をごらんください。

改正内容は、放課後児童支援員に関する次の2点でございます。

まず、改正項目1でございますが、現行の教員免許制度では、免許の更新制が導入されており、免許取得後、一定期間経過すると更新講習を受講しなければ教諭となる資格がございませんが、放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても資格を満たすものとして取り扱うことを明確化したものでございます。

次に、改正項目2でございますが、放課後児童支援員は高校卒業者であって、県が行う研修を終了したものでなければならないと規定されておりましたが、支援員確保のため、高校を卒業していない者でも5年以上の実務経験があり、町長が適当と認めた者に対象を拡大するものとしたものでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

5番（沖田） この放課後児童支援員については、確保が困難なためにこういうことが

定められたんだと思うんですけども、教職員免許の更新講習を受講しなくても資格を満たすということなんですが、具体的に学校現場で教員としての実務経験がなくても、この資格があれば支援員として働けるのか。それとも、一度は学校現場で教員として働かれて、更新をされてない場合でも支援員となれるのか、その辺のところをちょっと伺いたいのですが。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 教員免許の資格があって、学校現場に出ている、いなか等々のことについて、御説明を申し上げます。

今回の場合は、教員免許を持っておられて、持っておられれば資格があるというものでございます。学校現場に出ている、出てないということも関係なく、また教員免許の更新をされてる、されていないということも関係ございません。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 学校現場で子供たちと実際に接していないということだと理解したんですけども、もちろん支援員の確保が困難であるためにこういったことが広く適用されることになったということは、少しでも支援員さんを確保するという意味においては大切なことかなと思いますが、放課後支援員、現在もいろいろとさまざまな問題を抱えていらっしゃるということも伺っておりますし、町として、こういった免許だけあれば支援員になれるといった方を採用するかしないかというところに関しては、慎重にしたいなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 沖田議員の教員免許等々を持っているだけということではないんですけど、教員免許を持っており、それから県が実施いたします研修を受講して初めて支援員になれるというものでございます。また、町におきまして、毎月、

支援員に対して研修を行うようにして、放課後児童クラブが充実するようにしております。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。立花議員。

3番（立花） 先ほど高校を卒業していなくても5年以上経験があればということをおっしゃいましたが、これは5年以上されている方というのは現在おられるのかどうかということと、4施設ある中で不足部分を、予備の人がいて、どこか不足したときには補えるような方法になっているのかどうか、そこらをちょっと教えてください。

議長（山吹） 立花子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（立花） 今回の改正につきましては、今までは高卒以上ということだったんですけれども、中卒でも児童クラブで5年以上の実務経験を積んで研修を受講することができれば、誰でも支援員になるといった改正でございます。

それから、支援員を補助するような方はいらっしゃるのかという御質問であろうかと思うんですけれども、現在のところ、全児童クラブ36人いらっしゃるわけですが、それぞれ教員免許を持っておられる方が、第一小学校には教員2名、保育士等1名、第二小、教員2人、第三小学校、教員1人、教員免許ですね、保育士等の免許1人、第四小学校、保育士等2人ということで、あと補助者がそれぞれそれについていらっしゃるということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) お諮りします。これより日程第9、議案第40号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第10、議案第41号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第40号及び、日程第10、議案第41号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第9、議案第40号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第10、議案第41号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第40号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第41号、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号及び議案第41号につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日付で公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、議案第40号につきましては、事業所の指定の申請ができる者について、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設する

者を加えること。議案第40号、議案第41号ともに、認知症に関する規定について、介護保険法の条文の追加に伴い、引用条文を規定するため、町条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

（休憩 10時27分）

（再開 10時45分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第11、議案第42号、筆の里工房空調改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第42号、筆の里工房空調改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、筆の里工房が平成6年のオープンから25年が経過しようとしており、空調設備については、老朽化による故障等により運営に支障を来していることから、空調設備の全面的な改修工事を行う契約を締結するものでございます。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

6番（片川） この金額ですよね。前回の町民会館の設備工事の金額とよう似通った数字ですよね。工事内容として、設備の内容がほぼ似通ったようなものなんですかね。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 設備の内容でございますけれども、町民会館の場合には、今の油炊きの空調機、これをガス炊きに変えた。これが約70%ぐらいがそちらのほうで、それから集会室につきましては電気にしておりますので、それがその残りという割合でございます。

今回の筆の里工房の空調も、また大体規模としては町民会館と同規模ぐらいで、今度は油炊き、灯油炊きですね、灯油炊きがやっぱり75%、それからあとは電気のほうが残りの25%というぐらいの割合でございますので、ほぼほぼ似通った規模でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~

6番（片川） ありがとうございます。

失礼な言い方ですが、この額が減額になったりとか、大幅な変更があったりいうことは今後ないですよ。精査をしっかりとってくださいましたか。

~~~~~

議長（山吹） 答弁いいですか。

~~~~~

6番（片川） 答弁お願いします。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 当然、今のところ全然変更する予定ではございませんし、多分ないと確信しております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第42号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第12、議案第43号、熊野第一小学校東校舎特別教室棟大規模改造工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第43号、熊野第一小学校東校舎特別教室棟大規模改造工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、熊野第一小学校東校舎特別教室棟について、平成2年度に大規模改造工事を施工しているものの、経年による消耗及び機能低下が著しいため、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を目的とする大規模改造工事を行う契約を締結するものでございます。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第13、議案第44号、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事（第2期）請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第44号、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事（第2期）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、熊野東中学校普通教室棟について、昭和56年に竣工後30年以上が経過しており、老朽化が著しいため、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を目的とする大規模改修工事を行う契約を締結するものでございます。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

中原議員。

~~~~~

14番（中原） これは工期はどうなるんですか、工期。

~~~~~

議長（山吹） 林建設部技術次長。

~~~~~

建設部技術次長（林） 工期は、一応夏休み中に1階を行いまして、それから今度休みを使ってでないとできませんので、一応3月末を予定しております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） お諮りします。これより日程第14、議案第45号から、日程第16、議案第47号までの熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第45号から日程第16、議案第47号までを一括議題とすることに決定しました。

議長（山吹） これより日程第14、議案第45号から、日程第16、議案第47号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第45号から議案第47号までの熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、平成30年6月27日で現在の委員の任期が満了することから、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任の同意を求めます3名の方のうち、神鳥裕久氏と櫻河内章悟氏は、いずれも再任をお願いするものでございます。また、今回新たに委員をお願いする上馬場達実氏は、長年、熊野町職員として勤務された経験から、町内の実情に詳しく、幅広い知識と見識をお持ちの方でございます。

以上の3名の方につきまして、いずれも固定資産の評価を客観的に判断できる方と考え、選任の同意を求めるとでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第46号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第46号については、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第47号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第17、議案第48号、平成30年度熊野町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第48号、平成30年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億4,331万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億2,890万3,000円とするものでございます。

まず、歳入予算について説明いたします。

8ページをお開きください。

13款 国庫支出金の2項 国庫補助金では、民生費補助金において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金118万8,000円の増額、教育費補助金において、学校施設環境改善交付金1億333万2,000円を減額するものでございます。

次に、17款 繰入金の2項 基金繰入金では、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金951万7,000円を減額し、小中学校大規模改造事業の減額に伴い、公共施設等整備基金繰入金4,905万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、20款 町債の1項 町債では、小・中学校大規模改造事業における学校教育施設等整備事業債1億8,260万円を減額するものでございます。町債につきましては、4ページの第2表 地方債補正において、当該地方債を廃止しております。

次に、歳出予算について説明いたします。

10ページをお開きください。

第2款 総務費の3項 徴税費では、故人に対する滞納整理を実施するため、相続財産管理人を選任し、公売に要する経費を増額するものでございます。

次に、3款 民生費の1項 社会福祉費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業において、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する施設の屋根改修工事に対する補助金に要する経費118万8,000円を増額するものでございます。

次に、4款 衛生費の2項 清掃費では、平成23年9月に浄化槽汚泥処理業者と締結した、公共下水道整備に伴う浄化槽減少化対策に関する基本協定に基づき、このたび廃業した業者1社に対する「転・廃業交付金」の交付金に要する経費88万3,000円を増額するものでございます。

続いて、9款 教育費の2項 小学校費では、小学校大規模改造事業において1億1,500万円の減額、12ページの3項 中学校費では、中学校大規模改造事業において2億3,189万6,000円の減額で、これは平成29年度国の補正予算による繰り越し事業として実施するため、平成30年度予算計上分を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 11時04分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員